

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
根崎解体工事株式会社	茨城県小美玉市栗又四ヶ2087	

2. 指名停止措置期間 令和5年8月1日 ~ 令和5年8月31日（1箇月）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

### 4. 事実概要

根崎解体工事(株)及び同社の使用人は、日立市内の貸店舗建物解体工事において、令和4年3月3日、高さ5メートル以上のコンクリート造の工作物の解体作業等を労働者に行わせるに当たり、同人の使用する要求性能墜落制止用器具等の点検を行わなかったとして、労働安全衛生法違反により、石岡簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和5年5月2日、その刑が確定した。

### 5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項、別表第2第9号に該当する。

#### <笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

#### 問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219、220)